

能代市定額減税補足給付金支給要件確認申請書

能代市長

殿

能代市
受付印

年 月 日

下記の【誓約・同意事項】全ての内容に誓約・同意の上、能代市定額減税補足給付金支給確認書の送付を申請します。

※本様式を提出いただいた場合、能代市において給付要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に当てはまる場合、市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合に給付金が支給されないことに同意します。

【支給要件】

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く。)に基づき算定される定額減税可能額(注)が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回ること。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外となる。

(注)定額減税可能額

・所得税分 = 3万円 × 減税対象人数

・個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

減税対象人数

・「納税義務者本人 + 控除対象配偶者(※) + 扶養親族(16歳未満扶養親族含む)(※)」

(※)控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。

【支給額】

・所得税分の定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額を上回る額

・個人住民税所得割分の定額減税可能額が、令和6年度分個人住民税所得割額を上回る額

の合算額を、1万円単位で切り上げた額。

② 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申請の内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

※代理人が申請する場合は代理人
氏名を記入してください。

裏面も必ずご確認ください

2. 振込先口座(原則、1.の申請者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ①マイナンバーとひも付けしている申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。

(振込先金融機関口座確認書類及び本人確認書類の写しは不要)

※公金受取口座をマイナンバーとひも付けしている必要があります。

- ②下記の口座への振込を希望します。

(振込先金融機関口座確認書類及び本人確認書類の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
				※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

・ゆうちょ銀行の場合は、預金通帳の見開き下に記載されている店名・店番・口座番号をご記入ください。

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、能代市給付金事務局(電話0185-89-2925)までお問い合わせください。

代理人が申請をする場合は、下記に記入してください。

【代理人が申請する場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、能代市定額減税補足給付金支給要件確認申請書の提出を委任します。				申請者氏名	署名(又は記名押印)

提出書類

『能代市定額減税補足給付金支給要件確認申請書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

○『振込先金融機関口座確認書類』

- ・「2. 振込先口座」で②を希望し、【受取口座記入欄】を記入した場合は、記入した振込先金融機関の口座内容が確認できる通帳やキャッシュカードの写しを添付し提出してください。
- ・「2. 振込先口座」で①の「公金受取口座」への振込を希望される場合は不要です。

○『本人確認書類の写し(コピー)※』

- ・申請者の『本人確認書類の写し(コピー)※』

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をいずれか1つ添付し提出してください。

●新たに支給対象者になる場合

- ・『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)※』
- ※給付額算出に必要な税額や扶養親族数がかかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

●代理人が申請する場合

- ・代理人の『本人確認書類の写し(コピー)※』

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をいずれか1つ添付し提出してください。